「第３期桜井市子ども・子育て支援事業計画」（案）に対するパブリックコメント結果について

「第３期桜井市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、下記の通り、パブリックコメントを実施しました。

その結果及び提出された内容（概要）とそれに対する本市の考え方は次の通りです。（意見は主旨を損なわないように要約しています。）

貴重なご意見ありがとうございました。

（１）実施概要

募集期間：令和６年１２月９日（月）～ 令和７年１月１０日（金）

提出方法：持参、郵送、メール、FAX

周知方法：市ホームページ、広報紙「わかざくら」、市公式X(旧Twitter)

閲覧方法：市ホームページ及び市内公共施設５か所での冊子による閲覧

（２）実施結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出方法 | 提出人数（人） | 意見件数（件） |
| 郵　　　便 | ０ | ０ |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | １ | １１ |
| 電子メール | １ | ３ |
| 持　　　参 | ０ | ０ |
| 合　　　計 | ２ | １４ |

（３）提出された意見と市の考え方

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 市の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 第１章　計画策定に当たって | 「子育てに関する関係機関、団体等」を計画の対象とすることを追記すべき。 | ご意見のとおり、子ども・子育て支援は当事者と地域社会全体で進めていくものであるということから、下記のとおり修正します。 |
| 【修正箇所】P.2　4.計画の対象　2行目～3行目  【旧】  ～～市内に在住するすべての子どもと子育て家庭を対象とします。  【新】  ～～市内に在住するすべての子どもと子育て家庭を対象とします。また、地域社会を構成するさまざまな主体が子ども・子育て支援に関わることが重要となるため、地域、民間支援団体・事業者等も対象とします。 | | |
| ２ | 第１章　計画策定に当たって | 「子ども・子育て会議」の議事録を市HPで公表すべき。 | 桜井市子ども・子育て会議の議事運営については、委員の自由闊達な意見交換を担保する観点から、議論の内容についてはホームページ上での公開はしておりませんでした。一方で、ご意見のとおり計画の策定に当たりどのような議論が行われたのかを知る社会的ニーズも考慮する必要があると考えています。委員と協議し公開の検討を進めます。 |
| ３ | 第１章　計画策定に当たって | 「計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。」としているが、事業計画の必要な見直しについては、「自治体こども計画」を考慮した対応をすべき。 | ご意見のとおり、こども家庭庁は、都道府県及び市町村に対し、こども基本法（令和４年法律第77号）第10条に規定する当該自治体におけるこども施策についての計画、いわゆる自治体こども計画の策定に努めるよう求めています。今回策定する第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、途中の見直しを含め令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。本市では、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定予定の自治体こども計画の一部として位置付けながら、こども・若者計画、こども・若者の意見聴取など自治体こども計画の成立要件を具備させた計画を策定する予定をしています。 |
| ４ | 第１章　計画策定に当たって | 「子ども・子育て会議」の定数の拡大や公募委員を複数名にするなど、組織の改正を行うべき。 | 策定予定の自治体こども計画の内容を鑑みて対応していく予定をしています。 |
| ５ | 第２章　子ども・子育てを取り巻く状況  第４章　計画策定に係る調査結果と計画策定の留意点 | P.14「桜井市をめぐる現状」、P.35～37「ニーズ調査結果から見られる傾向や課題」「子どもの生活状況調査結果から見られる傾向や課題」については、もっと関心が寄せられるように、文章の背景に色付けをするなど、考慮すべき。 | ご意見として受け止めさせていただきます。 |
| ６ | 第３章　教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況 | 初瀬小学校と桜井東中学校は急速な少子化が進行してる。桜井東中学校区の地域的現実を踏まえた考慮の必要性と対応策の記載をすべき。 | 少子化は市内全域で進行しており、これを踏まえた計画を策定しています。ご意見にあります地域的な事柄については各事業によって対応が異なりますので、このままの記載とさせていただきます。今後も、少子化など社会情勢の変化に対応しながら教育・保育事業、子育て支援施策の充実を図っていきます。 |
| ７ | 第６章　施策の展開  「ヤングケアラー支援」 | 担当部署が４課記載されているが、当事者のためにヤングケアラーの窓口がどこなのか明示すべき。 | 個別具体的な案件により記載のある部署が連携して対応しますので、このままの記載とさせていただきます。 |
| ８ | 第６章　施策の展開  「子どもの貧困ネットワーク会議」 | 「桜井市子どもの貧困対策ネットワーク会議」は結成されているのか。結成の有無にかかわらず、どのような活動実績があるのかを示し、「ネットワーク会議」のバージョンアップの構想を提示すべき。 | 現在、「（仮称）子どもの貧困対策ネットワーク会議」の立ち上げに向け準備を進めているところでありますので、結成後の事業内容は、このままの記載とさせていただきます。 |
| ９ | 第６章　施策の展開 | 乳幼児健診の方法、産前の電話聴取、多胎妊娠についての制度を見直してほしい。  産前の電話聴取を見直してほしい。  多胎妊娠についての制度について見直してほしい。 | ご意見として受け止めさせていただきます。  個別具体的内容等については、事業担当課であるけんこう増進課及びこども支援課と共有させていただきます。 |
| 10 | 第６章　施策の展開 | 医療費の無償化を実現してほしい。  ベビーシッター費用への助成を行う制度を作ってほしい。  子どもたちを安心して遊ばせられるような綺麗で駐車場のある公園を整備してほしい。 | 国、県の方針を踏まえた新しい施策を積極的に取り入れながら、ニーズ調査結果を考慮した取組みを展開し、子育て支援施策の充実を図っていきます。 |
| 11 | 第７章　量の見込みと確保方策 | 第２期計画中の実績値を参考として、各表に記載すべき。 | 実績値を記載しなければならないという義務付けはありませんが、ご意見をいただきましたので、第２期計画と同様の形で記載させていただきます。 |
| 12 | 第７章　量の見込みと確保方策  「児童育成支援拠点事業」  「親子関係形成支援事業」 | 「今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。」との記載があるが、時期や事業内容を記載すべき。 | 事業を行う時期、内容については今後検討していく状況にあります。現段階で具体的に明記することができないため、このままの記載とさせていただきます。 |
| 13 | 第８章　計画の推進体制 | 事業計画が具体化されるためには、どのような庁内体制の整備をしていくのかを具体的に明記すべき。 | 本事業計画に加えて、策定予定の自治体こども計画の内容を鑑みた庁内体制の整備を予定しています。現段階で具体的に明記することができないため、このままの記載とさせていただきます。 |
| 14 | その他 | 子育て世代に対して重要な意見募集であるため、学校や保育所等においても募集中の旨を周知すべき。 | ご意見のとおり、多様な手段での情報提供を行っていきます。 |